

## 夏の義民祭を開催

～遺徳をしのび、7月18日に本要寺で行われます～

豊臣秀吉の時代に与えられた地子免許状(小作料免除の特権)が、徳川幕府の時代(延宝の検地令)に取り消されそうになり、平田町大庄屋『岡村源兵衛』と平山町年寄『大西与三右衛門』の二人が、延宝5年(1677年)に命をかけて幕府に直訴し特権が守られました。この義民の遺徳をしのいで、“夏の義民祭”は岡村源兵衛ゆかりの地である本要寺で7月18日に行われます。

また、“冬の義民祭”については、大西与三右衛門ゆかりの地である本長寺で、12月8日に行われます。

- 1 **開催日時** 7月18日(土) 午前10時から
- 2 **開催場所** 本要寺(住職 小谷泰進さん)  
三木市本町2丁目3-6 電話 0794-82-0233
- 3 **主催者** 三木義民顕彰会 (会長：三木市長)
- 4 **行事内容**
  - ・墓前法要 午前10時～10時25分
  - ・本堂読経 午前10時25分～11時
  - ・講話 午前11時～正午(予定)  
「地子」について  
講師 藤原昭三さん
  - ・宝蔵虫干し 正午～午後3時30分

**問い合わせ先** 三木市市民ふれあい部市民協働課

電話 0794-82-2000 (内線 2471)